

森林所有者の皆さまへ 森林管理に関する 意向調査を実施します

園産業課（金屋庁舎）

森林は二酸化炭素の吸収や水資源のかん養など、さまざまな働きを通じて地域の人々の暮らしを支える公共財でもあります。平成31年（2019年）4月に森林経営管理法が施行され、森林所有者の皆さまが適時に伐採・造林・保育を実施し、森林を適切に管理する「責務」が明確化されました。また、森林の適切な経営や管理の確保のため森林経営管理制度（新しい森林管理システム）が創設され、森林経営の集約化などにより木材生産の場として利用を図るとともに、林業経営に適さない人工林については針葉樹と広葉樹の混じりあった森林に誘導するなど、「多様で健全な森林として整備すること」を目的としています。

意向調査

●有田川町では、今後10年程度を目途に、町全体の人工林について計画的に意向調査を実施
今年度の調査対象は、押手地区・杉野原地区・宇井苔地区・御霊地域です。

意向調査票は、7月以降、清水地域には清水森林組合から、金屋地域には金屋町森林組合から、吉備地域には産業課からお送りします。

意向調査の候補となる対象森林は、次の全てを満たした森林です。

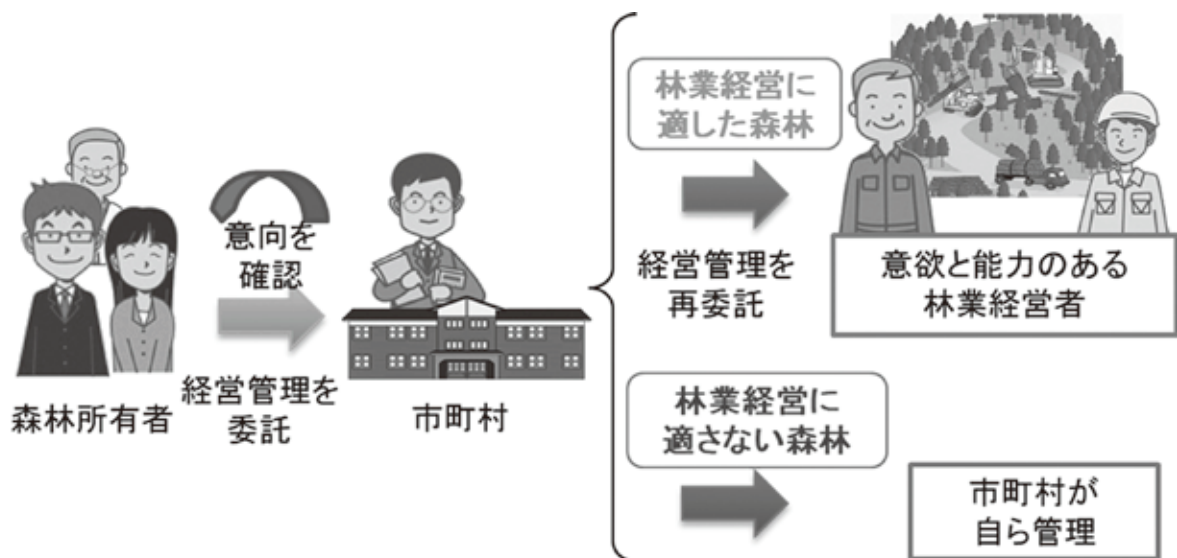
- ①私有林の人工林であること
- ②森林経営計画が設定されていないこと

以上の森林を抽出し、対象森林所有者に「所有山林に関する意向調査」を送付します。ご多忙の折恐縮ですが、アンケートにご協力いただきませうようお願いいたします。

制度に関して

詳しいことは林野庁のホームページ（<http://www.rinyamaff.go.jp/>）をご覧ください。

森林経営管理の進め方



- ①森林所有者の皆さんに、所有する森林を今後どのように経営や管理をしていきたいかをお聞きする「意向調査」を行います。
- ②森林所有者が自ら森林の経営管理を行うことが難しい場合は、町が森林所有者と相談の上で森林の経営管理を引き受けます。
- ③町は、お預かりした森林が林業経営に適した森林の場合は、林業経営者に管理を再委託します。
- ④林業経営に適さない森林等については、町が管理を行います。